

## 一般社団法人神奈川県剣道連盟総会規則

(総会の設置、総会の招集、出席者等)

第1条 当法人は一般社団法人神奈川県剣道連盟定款に従い総会を設置する。

- 2 総会は全ての代議員をもって構成する。
- 3 総会は全ての代議員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 代議員は当該支部の他の会員を代理人として出席させ、その議決権を行使させることができる。この場合においては、当該代議員はあらかじめ文書(紙媒体または電子的方法)により、当法人に対し届け出なければならない。
- 5 会長、副会長、専務理事および常任理事並びに監事は、総会に出席し、必要に応じて意見を述べるものとする。
- 6 上記定例出席者以外に会長、監事全員もしくは代議員の10名以上が総会に出席させたい者ある場合は、議長選出後直ちに当該人物の出席の可否を総会に諮り、出席の可否を決定する。
- 7 総会には資料作成、議事録作成などのために必要な事務局員を陪席させることができる。

(議長の選定等)

第2条 総会の議長(以下「議長」という)は、当該総会の都度、これに出席した代議員の中から、代議員の互選によって選定する。

- 2 議長の選定に係る議事は、会長が整理する。ただし、会長に欠員または事故があるときは、幹部会において、あらかじめ定めた順序により、副会長または専務理事が、当該議事を整理する。

(総会議長の権限等)

第3条 議長は、総会の議事を整理する。

- 2 議長は、前項の議事を整理するにあたり、必要に応じ、当法人の会長、副会長、専務理事もしくは常任理事または監事であって当該総会に出席した者から、助けを得ることができる。
- 3 総会において検討する議題、資料等は議長の代理として、会長が整理し、総会2週間前までに全代議員に対して文書(紙媒体または電子的方法)により送付する。
- 4 会長は、臨時総会を開催する場合も、可能な限り前項の期間内に議題、資料等の送付を行うものとする。
- 5 代議員10名以上があらかじめ全代議員に周知したうえで、総会での検討を要すると考える議題がある場合は、総会3週間前までに会長宛に文書(紙媒体または電子

的方法)で提出する。資料がある場合は同様の方法で添付するものとする。

(代議員の選任および解任)

第4条 代議員は各支部において選任される。

- 1 代議員は会員 200 名につき 1 名とし、四捨五入方式により各支部の代議員数を定める。
- 2 会員数は代議員選定直近の確定した会員数を用いる。
- 3 会員が 100 名に満たない場合でも代議員 1 名を選出できる。
- 4 代議員数は理事任期終了時に合わせ改訂する。
- 5 代議員の解任は選出母体支部において行われる他、総会において連盟会長、監事全員、代議員の 10 名以上による解任動議があった場合、当該総会出席代議員の過半数の決議により解任される。

(総会の権限)

第5条 総会は当法人の最高議決機関としての権限を有するものとし、一般社団法人法で定める事項および定款で定めた事項について、決議をすることができる。

(役員および特別役員の選任および解任)

第6条 役員および特別役員の選任および解任については別途定める役員選出規則に基づき行うものとする。

(議決権)

第7条 総会における議決権は代議員のみが有し、1 人 1 票とする。

(総会の議事録等)

第8条 総会の議事録に記載または記録する事項は、別表のとおりとする。

- 2 議長は、代議員に対し、当該総会議事録写しを送付するものとする。
- 3 議事録は紙媒体として 10 年間、電子的方法で 20 年間、事務局において保管する。
- 4 議事録は法人 HP において公開するほか、会員はあらかじめ事務局長に申し出たうえで、事務局において、いつでも閲覧できるものとする。

(事務局)

第9条 総会の運営に係る事務は、法人事務局が処理するものとする。

(別表)議事録記載事項

- (1) 総会が開催された日時および場所
- (2) 総会の議事の経過の要領およびその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する代議員があるときは、当該代議員の氏名
- (4) 特に記録が必要と議長が考える意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (5) 総会決議があったものとみなされた事項および総会への報告があったものとみなされた場合はその事項
- (6) 総会に出席した代議員、理事、監事、事務局員の氏名
- (7) 総会議長氏名
- (8) 議事録の作成等に係る職務を行った者の氏名

以上

附 則 1 この規則は一般社団法人設立登記の日から施行する。

令和 年 月 日